動第7号

大森山動物園ITV設備保守管理業務委託仕様書

1 業務委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 対象機器 (対象箇所は配置図参照)

(1) 大型動物舎 I T V 設備 一式

(2) チンパンジー舎 I T V 設備 一式

(3) 猛獣舎 I T V 設備 一式

(4) 猛禽舎 I T V 設備 一式

(5) 通用口ITV設備 一式

(6) ビジターセンター I T V 設備 一式

(7) サル舎 I T V 設備 一式

詳細は、別紙の点検機器表のとおり

3 業務内容

(1) 受託者は、設備の機能保持のため、概ね9月と3月に保守点検を行うこと。

ア 外観取付状況の確認および各機器の清掃

イ 動作状況の確認

ウ 機器間の接続状況および映像の状態確認

エ 各種設定の確認

(2) 受託者は、対象機器の不具合について連絡を受けたときは、速やかに技術員を派遣し点検整備を行うこと。

4 業務主任者の選任

受託者は、契約後速やかに業務履行について技術上の管理をつかさどる業務主任者を選任し、委託者に通知すること。

5 報告等

受託者は、3の業務内容に掲げる業務の実施後、速やかに保守点検記録等を委託者に提出すること。

6 費用負担

- (1) 保守点検に必要とする資材・機材等は、受託者の負担とする。
- (2) 対象機器の不具合時における応急復旧対応は、受託者の負担とする。
- (3) 設備の老朽化による修繕・更新等の費用は、委託者の負担とする。

7 注意事項

受託者は、業務の実施に当たって事故防止に十分注意するとともに、本業務に起因する事故に対する一切の責任を負うこと。

8 その他

この仕様書に定めのない事項については、その都度甲乙協議により決定するものとする。